

# 会津美里町木材利用促進基本方針

平成 26 年 9 月 30 日制定  
令和 5 年 2 月 20 日改正

## 第 1 趣旨

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、ふくしま県産材利用推進方針（令和 4 年 4 月 18 日改正）に即して、町内の建築物における木材利用のための基本的事項、地域材（※1）の利用のため推進すべき施策、その他木材の利用を促進する上で必要な事項を定めるものである。

（※1）「地域材」とは、会津地域内の森林から生産された木材または国内の森林から生産された素材を福島県内の製材所等で製材品等に加工されたものをいう。

## 第 2 建築物等における木材利用の促進の意義

森林は、水源涵養機能、山地災害防止・土壌保全機能といった公益的機能や木材等生産機能等の多面的な機能の発揮を通じて、生活及び経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

また、森林から生み出される木材は、長期間に渡り炭素を貯蔵でき、製造時のエネルギー消費が比較的少ないだけでなく再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、森林の適正な整備を促進し木材利用を拡大することは脱炭素社会の実現にも貢献することができる。

加えて、木材は、調湿性に優れ断熱性が高く、リラックス効果があるなど人に優しく心休まる素材であることから快適な生活空間の形成に貢献する資材であり、その利用を促進することは森林の持つ多面的機能の発揮を通じて地球温暖化の防止や地域経済の活性化に資するものである。

## 第 3 建築物における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項

町は、公共建築物（※2）の整備にあたり地域材の利用に努めるものとする。また、法第 6 条第 1 項に基づき、建築物（※3）を整備する事業者に対し、本方針の周知を図るとともに、国、福島県、町の施策や木材供給者等の情報提供に努め、地域材の利用を促進するものとする。

（※2）「公共建築物」とは、県又は市町村が整備する公共の用又は公用に供する建築物のほか、県又は市町村以外の者が整備する学校、社会福祉施設等公共施設に準じる建築物をいう。

（※3）「建築物」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。

## 第4 町が整備する公共建築物における木材利用の目標

会津美里町が行う公共建築物の整備にあたっては、建築基準法その他の法令に基づく基準で耐火建築物とすること等が求められない公共建築物について、積極的に木造化（※4）を促進するものとする。

なお、木造化が困難な場合は、可能な限り内装等の木質化（※5）を促進するものとする。

### ○木材の利用を促進すべき公共建築物

本方針において木材の利用を促進すべき公共建築物は、次に定めるものとする。

- ① 国または地方公共団体が町内において整備する公共の用または公用に供する建築物
- ② 国または地方公共団体以外のものが町内において整備するもので、次に該当し広く町民に利用される建築物
  - ア 学校、幼稚園、その他これらに類する教育施設
  - イ 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設
  - ウ 病院または診療所
  - エ 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設
  - オ 図書館、集会場その他これらに類する社会教育施設
  - カ 車両の停車場その他旅客の乗降または待合の用に供する建築物

（※4）「木造化」とは、建築物の建築にあたり、構造耐力上主要な部分（壁、柱、梁、桁、小屋組等）の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。

（※5）「木質化」とは、建築物の建築または模様替えにあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

## 第5 町内における建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

町は、建築物等の整備に供する地域材の利用促進と円滑な供給を図るため、木材利用推進に必要な情報収集に努め、福島県、林業・木材産業関係者等との連携により、地域材の円滑な供給体制の整備に努めるものとする。

## 第6 木材利用の拡大に向けた情報の発信

町民に対し木と触れ合い、木の良さを知ってもらう機会を提供し、町事業での地域材活用事例等を広報やホームページ等でPRしていくことで、町民の木材利用への関心、森林・林業への理解を深めてもらい、木材利用の促進を図る。

さらに、森林を適切に整備することにより、水源の涵養、国土の保全、健康休養、地球温暖化防止等、公益機能の発揮について、わかりやすい情報の発信に努め、地域材利用による循環型社会の実現に向けた意識醸成に努めるものとする。

## 第7 建築物木材利用促進協定

町は、事業者が建築主である「建築物における木材の利用に関する構想」または、その他事業者等による「建築物における木材の利用の促進に関する構想」及びこれらの構想の達成に資するための情報の提供、その他の支援に関する事項を定めた協

定（以下「建築物木材利用促進協定」という。）を締結することができる。

- 2 町は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、協定の内容、協定の名称、対象区域、有効期間、参加者の氏名を町のホームページで公表するものとする。
- 3 その他協定締結に関し、必要な事項は別に定める。